さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験に関する基本協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と［ ］（以下「乙」という。）とは、さいたま市内で実施するシェアサイクル普及事業実証実験（以下「実証実験」という。）の実施に際し、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この協定は、短距離移動の利便性の向上、都市内の回遊性の向上、自転車利用の促進、都市の魅力向上及び地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの普及を、民間事業者と連携して実施することの有効性及び課題を検証するため、甲及び乙が共同して実施する実証実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）シェアサイクル事業　事業として対価を取って実施する自転車の共有サービスをいう。

（２）実施期間　実証実験を行う期間として甲が定めたものをいう。

（３）関係法令等　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）自転車活用推進法（平成２８年法律第１１３号）その他の乙が行うシェアサイクル事業に関係する法令、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成２３年条例第６０号）さいたま市自転車等放置防止条例（平成１３年条例第２０５号）その他の条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。

（４）サイクルポート　シェアサイクル事業のために設置される自転車駐輪場をいう。

（５）サイクルポート用公有財産　サイクルポートの設置のため使用される甲が所有する公共施設その他の財産をいう。

（６）不可抗力　甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。

（７）法令の変更　法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

（実施期間）

第４条　実施期間は、この基本協定書の締結日から平成３３年３月３１日までとする。

（実施区域）

第５条　実施区域は、さいたま市全域とする。

（実証実験の所管課）

第６条　本実証実験の甲における所管課は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課とする。

第２章　業務内容

（甲の業務内容）

第７条　実証実験における甲の業務内容は、次のとおりとする。

（１）実証実験全体の総括

（２）サイクルポート用公有財産の確保

（３）実証実験の実施に係る関係事業者との調整

（４）実証実験結果の検証

（乙の業務内容）

第８条　実証実験における乙の業務内容は、次のとおりとする。

（１）市内でのシェアサイクル事業の実施及び運営

（２）シェアサイクル事業の実施に係る施設整備、器材の調達、維持管理及び実施期間終了後の原状回復

（３）シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策

（４）サイクルポート用公有財産以外でのサイクルポートの確保

（５）シェアサイクル事業の周知及び広報

（６）市内のシェアサイクル利用に関するデータ（料金収入データを含む。）の収集、整理及び甲への提供

（７）利用者に対するアンケート調査の実施

（８）利用状況、収支状況等の事業報告及び実証実験結果の検証への協力

（サイクルポート用公有財産の貸付け）

第９条　甲は、実証実験の実施にあたり、さいたま市財産規則（平成１３年規則第６８号）に従い別途締結する契約書に基づき、サイクルポート用公有財産を乙に貸し付け、乙は当該財産をサイクルポートとして使用する。

２　前項の場合におけるサイクルポート用公有財産の貸付料は、無償とする。

３　乙は、サイクルポート用公有財産をサイクルポートとして使用するにあたり、舗装や機器の設置等現状を変更（修繕の場合を除く。）しようとする場合は、事前に変更内容を甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（費用負担）

第１０条　シェアサイクル事業の実施に係る施設整備、器材の調達及び維持管理、シェアサイクル事業の運営並びに実施期間終了後の原状回復に要する費用は、全て乙の負担とし、甲は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

２　さいたま市自転車等放置防止条例（平成１３年条例第２０５号）第８条及び第１０条の規定により、シェアサイクル事業に使用する自転車が撤去及び保管された場合の費用は、乙が負担する。

（運営基準）

第１１条　乙がシェアサイクル事業を実施するにあたっては、次に掲げる運営基準を遵守しなければならない。

（１）利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。

（２）利用者の個人認証を行うこと。

（３）市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。

（４）ICカードによる即時利用等、スマートフォン以外での利用が可能なこと。

（５）原則として、全日（２４時間・年間３６５日）の利用が可能であること。

（６）時間単位、日単位等多様な料金プランがあること。ただし月単位について定額利用は不可とする（法人利用プランとして設ける場合を除く）。

（７）シェアサイクル事業に供する自転車にＧＰＳを搭載し、ＧＰＳ単独またはビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の制御を行うこと。

（８）サイクルポートとして指定する位置以外での貸出・返却をシステム制御により直接的に不可とすること。ポイント制等による事後的・間接的制御は認めないものとする。また、サイクルポートに指定台数以上の自転車を返却できないようシステム制御すること。

（９）平成３１年３月３１日までに、サイクルポート用公有財産に設置されたサイクルポートを除き、市内に１０か所以上のサイクルポートが設置されていること。なお、共同企業体で参加する場合は合計の数とする。

（１０）サイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。

（１１）サイクルポートは設置及び撤去が容易なものとすること。

（１２）サイクルポートに電源が必要な場合は、乙が電源を確保すること。

（１３）サイクルポート用公有財産にサイクルポートを設置する場合は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、必ず駐輪ラックを設置すること。

（１４）自転車及びサイクルポートは、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。

（１５）サイクルポートに本実証実験と関係ない自転車が駐輪できないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。

（１６）自転車に防犯・盗難対策を施すこと。

（１７）関係法令等に基づき、シェアサイクル事業に供する自転車に、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること。

（関係法令等の遵守）

第１２条　乙は、関係法令等に従って、シェアサイクル事業を実施しなければならない。

（善管注意義務）

第１３条　乙は、善良な管理者の注意をもって、シェアサイクル事業を実施しなければならない。

２　乙は、シェアサイクル事業の実施にあたって、天災その他の事由によってサイクルポート用公有財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

３　前項の場合において、乙が正当な理由がなくサイクルポート用公有財産を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わってサイクルポート用公有財産を原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（許認可等の取得等）

第１４条　乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、シェアサイクル事業の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

（再委託等）

第１５条　乙は、シェアサイクル事業の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

２　乙は、あらかじめ甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内においてシェアサイクル事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。

３　乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。

４　乙は、再委託等については、全て乙の費用及び責任において行う。

５　乙は、再委託等をしたシェアサイクル事業に伴い再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負う。

第３章　事業報告

（定期報告）

第１６条　乙は、次に掲げる事項を記録し常時閲覧可能な状態に保つか、毎月ごとに定期報告事項を記載した報告書を甲に提出する。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

（中間報告）

第１７条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「中間報告事項」という。）を記録するとともに、実施期間中の各年度末終了後、翌月末までに中間報告事項を記載した報告書を甲に提出する。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）利用料金その他の収入の状況に関する事項

（５）市内のシェアサイクル事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項

（６）市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

（７）シェアサイクル事業の課題に関する事項

（８）前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

（最終報告）

第１８条　乙は、次に掲げる事項（以下この条において「最終報告事項」という。）を記録するとともに、実施期間終了後３０日以内に、実施期間を通した最終報告事項を記載した報告書を甲に提出する。

（１）市内のサイクルポートの設置状況に関する事項

（２）市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）利用料金その他の収入の状況に関する事項

（５）市内のシェアサイクル事業の採算性・持続可能性の検証に関する事項

（６）市内の利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項

（７）シェアサイクル事業の課題に関する事項

（８）前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

第４章　シェアサイクル事業の実施

（事業責任者の選任）

第１９条　乙は、シェアサイクル事業に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

２　乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

３　事業責任者は、シェアサイクル事業の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。

４　事業責任者の職務は、次のとおりとする。

（１）シェアサイクル事業の総括に関すること。

（２）シェアサイクル事業の利用者等の安全対策に関すること。

（３）甲との連絡調整に関すること。

（４）シェアサイクル事業に従事する従業員の指導監督に関すること。

（職務代理者の選任）

第２０条　乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

２　乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

（管理体制の構築）

第２１条　前２条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるようシェアサイクル事業に関し体系的な組織体制を構築する。

第５章　実証実験の中止

（サイクルポート用公有財産の使用中止）

第２２条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙のサイクルポート用公有財産の使用の中止を命ずることができる。

（１）乙が本協定に定める義務を履行しない場合

（２）乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合

（３）甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合

（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

（５）甲において、公用、公共用又は公益事業に供するためサイクルポート用公有財産を必要とする場合

（６）乙が使用するサイクルポート用公有財産の施設内において、公共施設の利用者へ支障が生じた場合

（７）前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

２　前項の場合におけるサイクルポートの撤去及び原状回復費用は乙の負担とする。

（甲による協定の解除等）

第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

（１）乙が本協定に定める義務を履行しない場合

（２）乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合

（３）甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合

（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

（５）乙の経営状況の悪化等により、実証実験を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき

（６）乙が暴力団組織又はこれらと関係している団体であると認められたとき

（７）乙が組織的な違法行為を行った場合など、乙と共同して実証実験を継続することが社会通念上著しく不適切と判断されるとき

（８）その他乙と共同して実証実験を継続することが適当でないと認められるとき

２　甲は、前項に基づいてこの協定の解除を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

（１）協定解除の理由

（２）協定解除の要否

（３）協定解除までの猶予期間の設定

（４）その他必要な事項

３　第１項の規定によりこの協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による協定の解除等）

第２４条　乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対してこの協定の解除を申し出ることができる。

（１）甲がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

（２）甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

（３）その他、甲の責めに帰すべき事由により乙が協定の解除を希望するとき

（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

（５）乙の経営状況の悪化等により、実証実験を継続することが不可能又は著しく困難になったとき

２　甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する。

第６章　実施期間の満了時等の措置

（原状回復等）

第２５条　乙は、実施期間が満了したとき（前章の規定により、サイクルポート用公有財産の使用が中止されたとき及びこの協定が解除されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任においてサイクルポート用公有財産を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者（以下「管理承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

２　甲は、乙が正当な理由がなくサイクルポート用公有財産を原状に回復しない場合は、乙に代わってサイクルポート用公有財産を原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（業務等の引継ぎ）

第２６条　乙は、実施期間が満了したとき以後にサイクルポート用公有財産の管理が引き続き円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は管理承継者に対してサイクルポート用公有財産及びその管理業務の引継ぎを行う。

２　乙は、前項の規定による引継ぎに要する費用を負担する。

３　乙は、実施期間が満了したとき以後であっても、甲の求めがあったときは、第１項の引継ぎが完了するまでの間自らの費用及び責任においてサイクルポート用公有財産の必要最小限度の維持保全を行う。

第７章　損害賠償

（甲の損害賠償義務）

第２７条　甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の損害賠償義務）

第２８条　乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

２　前項に定める場合のほか、乙は、シェアサイクル事業の実施に付随関連して、サイクルポート用公有財産の全部又は一部を滅失し又は毀損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（第三者に与えた損害の負担）

第２９条　乙は、シェアサイクル事業の実施にあたって、シェアサイクル事業に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

２　前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第８章　不可抗力

（不可抗力）

第３０条　甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

２　甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第９章 雑則

（地位等の譲渡等の禁止）

第３１条　乙は、シェアサイクル事業の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

２　乙は、シェアサイクル事業を実施するために自己の費用及び責任においてサイクルポート用公有財産に設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者（第１５条の規定に基づく再委託先を除く。）に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

（合併等の報告等）

第３２条　乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

２　乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

（情報の公表）

第３３条　甲は、次の各号に掲げる書類等を公表することができる。

（１）この協定書

（２）第３章の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告書

（３）前各号に掲げるもののほか、乙がこの協定の規定により甲に対して報告した事項

（承諾等の様式等）

第３４条　この協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行う。

２　乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置する。

（解釈）

第３５条　甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（裁判管轄）

第３６条　この協定に関連する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（信義則）

第３７条　甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第３８条　この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事　については、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

甲　　さいたま市

さいたま市長　　清水　勇人

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　〇-

乙　　 〇-

〇-